

福岡県指定がん診療拠点病院の指定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、専門的ながん診療機能の充実を図るため、福岡県指定がん診療拠点病院（以下「県指定病院」という。）を指定することにより、本県におけるがん医療水準の向上を図るとともに、県民に安心かつ適切ながん医療が提供されることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「県指定病院」とは、第3条により、福岡県知事（以下「知事」という。）が指定した病院をいう。

(指定)

第3条 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院から、以下の要件をすべて満たすものについて、県指定病院として指定する。ただし、指定の手続きは国のがん診療連携拠点病院等（都道府県拠点がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、特定領域がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。))の指定の時期に合わせて行う。

(1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が「がん診療連携拠点病院新規指定・指定更新推薦書・現況報告書」（厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知）及び「福岡県指定がん診療拠点病院新規指定・指定更新申請書」（別記第1号様式）を福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長が指定する期日までに、県に提出していること。

(2) 厚生労働省健康局長が定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「整備指針」という。）における要件を満たしていること。（別添参照）

ただし、当該整備指針のⅠ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶは除く。

(3) 知事が整備指針に基づき、拠点病院（地域がん診療病院を除く）として厚生労働大臣に推薦した病院であること。

(4) 指定後はこの要綱の規定を遵守することに同意していること。

2 知事は、県指定病院の指定を行ったときは、「福岡県指定がん診療拠点病院指定通知書」（別記第2号様式）により、開設者に対し、その旨を通知する。

3 知事は、県指定病院が指定要件を満たさないと判断されるとき、又は開設者から申し出があったときは指定を取り消すことが出来る。

4 県指定病院の指定期間は原則として1年とする。ただし、再指定を妨げない。

(他の医療機関との連携)

第4条 県指定病院は、地域のがん医療提供体制の構築を図るため、拠点病院及びその他の医療機関との連携に努めるものとする。

(福岡県への協力)

第5条 県指定病院は、県が実施するがん医療水準の向上に向けた取組等のがん対策事業に対して積極的に協力するものとする。

附則

この要綱は、平成21年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年2月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年11月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(別記第1号様式)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

医療機関名
所在地
開設者 (印)

福岡県指定がん診療拠点病院新規指定・指定更新推薦書

このことについて、福岡県指定がん診療拠点病院の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、指定を受けた後は、福岡県指定がん診療拠点病院の指定に関する要綱の規定を遵守します。

記

- 1 医療機関名
- 2 二次医療圏域名

福岡県指定
がん診療拠点病院指定通知書

(医療機関名)

年 月 日付けで申請のあった貴院については、福岡県指定がん診療拠点病院の指定に関する要綱に基づき、福岡県指定がん診療拠点病院として指定します。

なお、指定の期間は、年 月 日から
年 月 日までとします。

年 月 日

福岡県知事